

医療情報取得加算に関する Q&A

(3月28日、4月12日厚生労働省事務連絡より抜粋・改変)

Q1: オンライン資格確認により患者の診療情報等の取得を試みた結果、患者の診療情報等が存在していなかった場合の算定について、どのように考えればよいか。

A1: 加算2又は加算4を算定する。

Q2: 患者が診療情報等の取得に一部でも同意しなかった場合や、マイナ保険証が破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定について、どのように考えればよいか。

A2: いずれの場合も、加算1又加算3を算定する。

Q3: 再診料等の加算3及び4について、「算定に当たっては、他院における処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する」とあるが、再診時にすべての項目について問診を必ず行う必要があるのか。

4月～6月にかけて行われましたグループ保険及び保険医年金の普及キャンペーンでは、多くのお申込を頂きありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。県保険医協会運営のグループ保険については、キャンペーン期間中にお申出がなかったご加入者につきましては、そのまま2024年8月1日で自動更新となります。また、66・71歳ランクに移行した関係での自動減額や年齢による制度脱退、お申出による増額・減額・脱退をされた方

A3: オンライン資格確認により情報が得られた項目については、省略して差し支えない。

Q4: 初診料の加算1又は2を算定した同月に再診を行った場合、再診料等の加算3及び4を算定できるか。

また、加算3及び4を算定した同月に、他の疾患で初診を行った場合、加算1又は2を算定できるか。

A4: いずれも算定不可。

Q5: 同一医療機関において、同一月に、同一の患者について、異なる疾患で初診料を2回算定した場合、加算1又は2は2回算定できるか。

A5: 算定不可。

Q6: 加算3及び4は、それぞれ3月に1回に限り所定点数に算定することとされているが、加算3を算定する患者について、3月以内に加算4は算定可能か。また、加算4を算定する患者について、3月以内に加算3は算定可

については、7月26日(8月分)の保険料引落より変更がございますのでご確認をお願い致します。

保険医年金につきましては9月1日が加入日となり、「月払」の初回掛金は8月26日(9月分)からご指定の口座より引落となりますが、「一時払」については、先生からお振込いただくものとなっております。8月初旬に大樹生命より別途通知がございますので、8月21日までに協会指定口座へお振込下さいませようお願い致します。

賞与を支給することを承認した。3. 歯科施設基準研修会及び医科 Q&A 動画配信について確認した。

■協議事項

1. 健康保険証廃止、マイナ保険証について…この間の運動を事務局より報告した。◇保険証を残す取り組みについて、請願署名の提出協力依頼とポスターの活用、およびマイナ保険証利用促進キャンペーンへの注意点については埼玉協会の案内を参考にして会員へ案内することとした。

2. 診療報酬改定について…今後の対策についてはアンケート(医科は保険委員会、歯科は歯科部会)でそれぞれ内容を検討)を実施した上で改めて検討することとした。

3. オンライン資格確認義務化撤回の運動について…先月の理事会声明およ

能か。

A6: いずれも算定不可。加算3又は加算4のいずれかを3月に1回に限り算定できる。

初診時間診票の参考様式(医科:別紙様式54、歯科:別紙様式5)について

Q1: 初診料の加算1又は2について、参考様式を参考とした初診時間診票は、A000初診料を算定する初診において用いることでよいか。

A1: よい。その他、小児科外来診療料(医科のみ)、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、小児かかりつけ診療料(医科のみ)及び外来腫瘍化学療法診療料を算定する診療においても、加算1又は2を算定するときには、当該別紙様式を参考とした初診時間診票を用いること。

経営 電話相談



県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00～12:00、13:00～16:00

◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

び保団連のオンライン資格確認未導入医療機関への指導について撤回を求める文書を報告、政府や厚労省からの圧力に対して会員を守るための運動を継続していくことを確認した。

4. 保団連代議員会…保団連代議員会正議長に宮沢会長を推薦したことを報告した。◇代議員会への発言内容は、正副会長会議で確認された①健康保険証廃止問題、②オンライン資格確認義務化について、③医師・歯科医師不足に加えて、④今次診療報酬改定の4つとし、骨子について意見交換、事務局で文案を作成した後日回覧の上、代議員の宮沢先生および奥山先生に一任することとした。

5. 北信越ブロック会議の準備について、開催日を10月14日として北信越ブロック事務局長会議へ提案することとした。

活動日誌

- 5/21 正副会長会議
5/22 「保険でより良い歯科医療を」長野連絡会事務局会議
5/22-24、6/8-6/11 『保険診療の手引』編集作業
5/24 社保協 介護部会
5/26 福祉医療改善をすすめる会総会
5/27 社保協 医団連会議
5/28 理事会
5/31 社保協 県健康福祉部との懇談、記者会見
6/2 6・2市民アクション in 信州(松本)、保団連地域医療対策部会
6/6 国会行動、「保険で良い歯科医療を」全国連絡会世話人会
6/9 政策部会
6/10 開業医共済協同組合 推進委員会
6/11 歯科部会、社保協 医団連会議
6/12 社保協 運営委員会
6/15 『届出医療等の活用と留意点』編集会議
6/18 正副会長会議

長野県保険医協会の会員数

1,312名(医科735名、歯科577名)
6月1日現在

理事会便り

5/28 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶ Web 会議にて開催。19:30～21:00 出席役員: 宮沢会長、池上、市川、奥山、林(春)、三田各副会長、金、林(康)、原、降旗、宮下、山崎各理事、議長: 三田副会長

■報告・承認事項

- 1. 4月度理事会の議事要録、4月～5月会務報告、3月度会計報告を承認。
2. 県人事院勧告に基づき事務局夏季

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。5/1～5/31間は歯科のみ1件。(氏名敬称略)

Table with 8 columns: 医療機関名称, 診療科名, 郵便番号, 医療機関所在地, 電話, 開設者・管理者, 従事 病床, 指定日

\*1 診療科名は略記載。\*2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。\*3 従事形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。\*4 指定期間は指定日より6年。